

平野区保健福祉センター百歳体操推進業務会計年度任用職員要綱

制定 令和8年3月12日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、百歳体操推進業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の1～3のいずれにも該当する者から、論述試験、面接試験の内容を総合的に勘案して行う。

1. 高齢者保健に関する専門知識を有し概ね2年以上の勤務経験のある保健師・看護師
2. 地域において、一般高齢者及び認知症高齢者に対し、健康づくりまたは介護予防に関する保健指導の実務経験を1年以上有する者
3. パソコンの基本操作（Word、Excel等）を用いた文書作成やデータ整理ができ、事業評価や研究活動等に携わった経験がある者

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、1年以内とする。

- 2 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次の業務に従事するものとする。

- 1 きらめき講座における企画運営調整
- 2 百歳体操グループにおける体操指導、健康講座、健康相談、体力測定
- 3 百歳体操等介護予防や保健事業に関する事業効果評価
- 4 高齢者等に関するデータ集計と資料作成

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

1. 勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で週3日勤務
2. 勤務時間
午前9時00分～午後5時15分もしくは午前9時15分～午後5時30分
3. 休憩時間は45分間とする

(休日)

第6条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

エ 月曜日から金曜日のうち平野区役所地域保健担当課長（以下「課長」という。）が指定する2日

2 課長は、前条及び前項の規定にかかわらず、業務上臨時の必要がある場合には、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

3 課長は、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(報酬等)

第7条 会計年度任用職員の報酬等は、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」に基づき支給する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、平野区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行する。